

〒060-0808
 札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
 TEL 011-594-8454
 FAX 011-594-8455
 URL <https://tomari816.com>
 E-mail info@tomari816.com
 郵便振替口座 02790-1-100850



第33回 法廷だより

晴天の下敷の制限された
傍聴席は埋まった

2020年12月15日午後2時00分より札幌地裁で、第33回口頭弁論期日が開かれました。コロナウィルス対策の一環で空席を確保しなければならぬため、傍聴者は20名余りでしたが制限いっぱいになりました。

今回の期日では、原告側は、準備書面(45)から(47)までを提出しました。内容は後述のとおりです。これらは、昨年11月10日行われた進行協議期日において、裁判所から原告側に核燃料撤去の請求や廃炉請求についての主張補充が求められ、これに答えたものです。



札幌地方裁判所

これに対し、被告は、前回期日で原告が行った敷地内断層に関する被告準備書面(19)の主張が時機に後れた攻撃防御方法によるものであるとの主張に対する意見書を提出するにとどまりました。裁判所から、原告が示した現時点での争点整理、特に海底活断層や防潮堤の争点について何らかの主張立証を行う予定が尋ねられたのに対しては、規制委の議論を待たなければならず、現時点では主張できないとの返答を繰り返しました。

これを受け、裁判官らは、一時後ろの部屋に下がり、今後の進行について合議をされました。再び壇上に出てきた谷口裁判長は、「規制委の審査はあるとしても、訴訟は訴訟ですから」と発言しました。全体について、明確な期限を切るころまではいきませんでしたが、前任の武藤裁判長同様、谷口裁判長が、適合性審査の進行を待つことなく、判決に向けて訴訟進行をするという姿勢を見せてくれたことは大きいです。

裁判所は、時機に後れた攻撃防御方法の点に関しては令和3年1月下旬を目処に判断

を示すことを明らかにしました。また、原告準備書面(45)ないし(47)に関しては、被告に対し、次回期日まで可能な限り反論するよう求めました。原告が前回期日の際、準備書面(43)を通じて行っていた求釈明については、時機に後れた攻撃防御方法に関する裁判所の判断に応じて対応するよう被告に求めました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、深町ひろみさんが行いました。まず、安全・防災を確保しようとする再処理施設も廃棄物処分場も作れないという矛盾を指摘しつつ、最終処分場の技術的な裏付けがないことや、再処理によつて核ゴミの総量が増加してしまったことなどを指摘しました。そして、原子力関連の施設を、事業者と投資家の責任を問うことなく、将来世代に恩恵なき負担とリスクを残すものであると断じ、せめて危険を最小化するために、原発を停止し、使用済み核燃料を発生させないようにすべきとの意見を述べました。(意見陳述の内容は2ページ)

弁護団の主張内容

準備書面(45)では、中心的争点とされてきた敷地内断層、海底活断層、防潮堤に関

する争点のみならず、これまでに訴訟で主張された争点に関する主張内容を整理するとともに、これに対応する被告の主張が限られていることを示しました。

準備書面(46)では、進行協議期日における裁判所の求めに応じ、核燃料の撤去請求に関し、原子炉自体と使用済み核燃料の法規制の内容が共通であることから、原子炉の具体的危険性の主張が核燃料の具体的危険性の主張を兼ねていることを明らかにしました。

準備書面(47)では、廃炉請求が法令に基づいた廃炉の手順および安全規制にしたがった原子炉廃止措置を求めるところであることを明らかにするとともに、安全規制上廃炉措置が完了するまで放射性物質の閉じ込めが必要とされていることから、独立して廃炉を求める必要があることを主張しました。

今後の予定等

次回期日は、令和3年3月9日(火)午後2時00分からです。(次々回の期日は、令和3年6月15日(火)午後2時00分からです。)

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょ。

(文責 佐々木 泰平)

意見陳述

原告 深町 ひろみ

誤魔化しようのない未来への犯罪
せめて危険を最小にするのが、私たちの責任
核ごみ処分地選定よりもまず、全ての原発を廃炉に

札幌市内で子育て支援や療育に携わっております、深町と申します。

最近、北海道の寿都町と神恵内村が、高レベル放射性廃棄物最終処分地選定に向けた文献調査を相次いで受け入れてしまったこと、道内に他にも調査を検討する意向を示す自治体があることに、強い危機感を覚えています。そして、核ごみ問題を解決はできないため、これ以上悪化させないため、一刻も早く全ての原発を永久に止めるべきと考えています。3.11以来、私が特に関心を持って学んできたことの一つが、原子力防災と核ごみの問題だったからです。

あるはずのことが無視される原子力

原発と核ごみ、それと密接に関わる核燃料サイクルについて学ぶ中で、私は、実際に起きたことが無かったことにされ、科学的に十分起こりうるものが無視され、用意されるべきものが用意されず、順序と道徳を逆さまにして物事が進められる例を、多く見てきました。2014年、初めて参加した核

ごみ問題に関する院内会合で、防災について質問した時のことは忘れられません。「最終処分施設の防災は用意されていない。場所が決まっていけないため、地理的条件などが決まればそれに従って防災対策が定められるであろう。」「再処理施設で防災対策を準備する区域が原発より狭いのは、扱われる廃棄物が固化されているので、万一破損しても風に乗って広範囲に飛散するとは考えにくいからだ。」と、規制庁の担当者は発言しました。

現実には、六ヶ所再処理工場のプールには、約3000トンの使用済燃料があります。日本の再処理のガラス固化技術には問題があり、固化できない高レベル放射性廃液が、東海に約360立方メートル、六ヶ所に約220立方メートル溜まっています。六ヶ所で製造されたガラス固化体の中には、廃液がガラスと均等に混ざり合わず、低粘性流体を含む状態で容器に流れ込んだものが相当数存在することが、テレビモニタで確認されています。冷却系故障により、六ヶ所の高レベル廃液が沸騰して1%の放射性物質が漏れ出せば、札幌を含め、半径数百キロ圏内の住民が避難しなければならぬという試算もあります。

原子力災害対策指針はこうした事実を全く無視して作られており、今年10月改訂の最新版でも、予め防災対策の準備を義務付けられる、原子力災害対策重点区域は、再処理工場の場合、「施設からおおむね半径5km」です。廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設については「重点区域を設定する必要はない」とつまり、防災対策を準備しなくてよいとしています。

安全や防災にまともに取り組むとすれば、再処理施設も、廃棄物処分場も作れないことを露呈しているのです。



拙速な処分地選定で、核ごみ問題は解決しない

私は北海道を核のごみ捨て場にしたいくありません。それと同様、今はこの国の何処でも、「最終処分場建設」を前提とした調査など行うべきではないと考えています。核ごみのシンポジウムで、経産省やNUMOの担当者は、「既に廃棄物があるのだから処分はしななければならない」「将来世代に管理の負担を負わせたくない様、この問題に道筋をつけるのが現世代の責任だ」といいます。そして地層処分を、「国際的に唯一認められた方法」であり、「世界の潮流」であり「日本でも可能」だと宣伝します。

けれど、「管理の負担を除く」という言葉で、地下という見えない場所に押し遣っても、10年以上に及ぶ危険は消えません。そもそも、「現世代の責任」というなら、ごみの始末方法も分からないうち

から原発を動かし、使用済燃料を生み出し続けてきたことが間違いなのです。

今の技術は未熟

地層処分を推進する方々は「地下は地上より安定している」といいます。けれど「廃棄物に触れた地下水の通り道にならない様、埋めた後の穴を完全に埋戻せるのか」と質問しても、JAEAの担当者は「できる」と答えるのみで根拠を示しません。

再処理が増やしてしまった核ごみ、「有効利用」「減容化」のまやかし

「資源の有効利用」「高レベル廃棄物の減容化」を謳い、再処理に手を染めてしまった結果、かえって核ごみの総量は増えてしまいました。そうして取り出したプルトニウム46トンに使い道はなく、回収ウランは、天然にはない同位体のため扱いが困難で使えません。プルトニウムを使わなければ核武装への疑惑を招くからと、プルサーマルを行った結果、プールで300年冷却しなければ輸送することすらできない使用済MOX燃料も発生してしまいました。

核燃料サイクルは経済的にも技術的にも存在意義の上からも破綻しており、いずれ撤退せざるを得ないでしょう。核のごみは利用することも減らすこともできないのです。無理にそれをしようとするれば、輸送や加工に使った容器・薬品・設備そのものが全て汚染され、封入されていたものが露わになり、ごみの量と危険がかえって増してしまいます。問題は処分地を決めても解決しません。

原子力の歪み。既に覆い様のない未来への犯罪。今すべきはまず原発の廃炉

本日はコスト面と制度面に深く言及できませんが、処分地選定のプロセスも、文献調査開始前には知事の意見を聴かないなど、地域の民意を置き去りに始められる決まりになっています。

原発と核燃料サイクルは、利益を得てきた事業者と投資家の責任は問わず、防災も賠償も十分に行わず、被曝のリスクと膨れ上がるコストを後出しじゃんけんで国民に負わせ、特に大きな困難は過疎地に押し付ける、不公正の中で行われています。

何よりも将来世代に、全容を予測出来ない恩恵無き負担とリスクを残します。そこから目を背けることはもう不可能であり、子どもたちへの犯罪です。子どもたちには、身体を思いきり動かして、身の周りのものを直に見て、触れて、感じる事ができる環境が、育ちの過程でも大切です。

せめて危険を最小にするため、何よりもまず原発を止め、これ以上使用済燃料を生まないようにすることこそ、私たちの、また原子力事業者の責任です。

大飯原発3・4号機の設定許可を取り消した先の大飯地裁の判決は、「実際に観測される地震モーメントのばらつき」という「見るべき事実」を見ないまま、原発の審査が進められてきたことを認めました。

どうか、これに続き、泊原発の再稼働を認めない判断をしていただきたく、心からお願いいたします。

画期的な大飯判決と

泊廃炉訴訟

泊原発の廃炉をめざす会
弁護士団長 市川守弘

はじめに

昨年の12月4日、大阪地裁第2民事部は、大飯原発3号機と4号機の設置変更許可を取り消す画期的な判決をしました。多くの皆さんは快哉を叫んだと思います。そこで、この大阪地裁の判決（大飯判決）を検討するとともに泊廃炉訴訟への影響を考えてみたいと思います。

行政訴訟の判決

大飯判決は、原子炉規制委員会（規制委）の下した大飯原発の設置変更許可について、その許可が違法なもので取り消すとしたものでした。このような行政を被告とし、行政の行為の取り消しを求める訴訟は行政訴訟といわれています。これに対して泊廃炉訴訟では被告が北電という会社で、民事上、原子炉の稼働等の差し止めを求める、民事訴訟といわれているのです。訴訟の内容は泊原発の稼働や原発の存在自体が住民の生命・身体に大きな影響を与えるので廃炉を求めるといった内容です。ですから、原子炉の設置の許可があっても、また許可が違法でなくとも、住民の生命・身体に被害が及ぶ可能性がある以上稼働は認められない、廃炉にすべきだ、という裁判なのです。ただ、訴訟の進行としては電力会社が「規制委が許可したから安全だ」と主張するために、規制委の許可の内容を問題にせざるを得ず、この点では大飯判決の内容は全国の前例再稼働の差し止めを求める民事訴訟に大きな影響を与えることになりません。

設置変更許可とは

泊原発もそうですが原発はかつてその設置が許可されて稼働していたのですが、福島事故後、新たな規制基準が設けられ、この基準を満たさなければ運転することができなくなりまし。新たな規制基準を満たす場合に規制委から設置変更許可がなされ、再度原発を動かすことができることになりました。泊原発は、北電が規制委に対して、この設置変更許可の申請中ということになります。

大阪地裁は、規制委が平成29年5月24日になした大飯原発の設置変更許可が違法だと判断したものであります。

大飯判決の内容

行政の許可が違法となる場合は限られています。それは行政には許可するかどうかについて広い裁量権が認められているからです。しかし行政が裁量権の範囲を越えたり、濫用したりした場合に違法となります。例えば、法令に定めていない事実を判断したり、重大な前提となるような事実を無視したような場合にはその判断に重大な過誤があるとして裁量権を濫用したものと違法となります。

大飯判決の場合もこの裁量権の行使が違法かどうか問題となりました。

ばらつき条項の問題

原発の安全性に影響を与える大きな原因として地震があることはご承知のとおりです。どの程度の地震が原発敷地を襲うかについては、すべての原発は想定する断層を選んだり、断層が見つかからない場合には直下でマグニチュード6.5の地震を想定したりして、原発に影響を与える基準地震動を定める必要があります。この基準地震

動が原発敷地を襲ったときに原発に耐震性があるかどうかを判断するのであります。ところで、この基準地震動を設定するために、規制基準では断層の長さ、その断層の大きさや深さ、断層の傾きなどを検討することになっています。これらの要素によって同じ震源地でも地震の大きさが違うからです。しかし、これらの断層の長さ、大きさ、深さ、傾きなどは正確に分かるものではありません。想定するしかないのです。またこの想定した断層からマグニチュード〇〇と明確に断定できるものではなく、さらには原発敷地に到達する地震の大きさをさまざまな計算理論があり、どの計算方法が正しいかも論争になっております。そこで、これらの「想定」はすべて不確かなのだから、この不確かさを考慮して基準地震動を設定しなければならぬ」と規制基準では定めています。このようにして仮定される基準地震動は、想定される地震動の平均的な数値として設定されることになって

います。不確かさを考慮して常に最大限の地震動を設定する必要はないとするからです。福島事故までの原発の基準地震動はこのような方法で設定するように定められていました。しかし、福島事故後、さらに次の条項が追加されました。

それは、過去の現実の地震では、科学者の予想を超えてより大きな地震が発生し、計算上の平均値で地震が起こるわけではありませぬ。そこで、実際の地震動と計算上想定される基準地震動とは大きなばらつきがある。この過去に経験している地震の大きさのばらつきも考慮するように定めたのです。つまり、新たな規制基準では、このばらつき条項と呼ばれる、実際の地震とのばらつきという基準も規制委が検討しなければならぬ基準となりました。ただし、基準上は「検討する」というだけで、ばらつきの「最大限」までを基準地震動とすることまでは求めてはいません。この点ではばらつきを考慮して検討すればよいとされているからです。

規制委は判断していなかった

大阪地裁は裁判の中で規制委に対して、このばらつき条項についてどのような検討判断をしたのかを聞きました（求釈明と言います）。これに対して規制委はばらつき条項については検討していなかったことを明らかにしました。すると、最初に述べた裁量権の行使に当たって法令の定められた規制基準（ばらつき条項）について検討してい

泊廃炉訴訟への影響

大飯判決は、規制委が同じように判断をして許可をした他の原発へ大きな影響を及ぼすと思われま。他の原発でも地震動の想定は大飯原発と同じようにはばらつき条項に基づく調査、判断をしていないと思われるからです。

では、泊廃炉訴訟へはどのような影響があるでしょうか。泊原発は未だに基準地震動が想定されておらず、規制委の審査も決定もなされていません。敷地前の沖合断層（渡辺断層）もその幅や深さ、傾斜等を調査すらしていないのですから基準地震動を想定することさえできていません。つまり、規制基準に従った基準地震動を想定する「前段階」ではないのです。ですから大阪地裁の判決が直接影響をすることは無いでしょう。ただ、大飯判決は規制基準の定め厳格に従うことを求めていますから、規制基準に従った調査、検討（断層や津波など）すら行なっていない泊原発については、規制委は不許可にすべきことがより明らかになったといえるでしょう。規制基準をクリアするための調査、検討すらできていない泊原発は、現状において極めて危険な原発ということと明確です。少なくとも北電は「安全である」ことを証明できていないのですから、この点から私たちの求める裁判は有利に進展するものと確信しています。

大飯原発3・4号機を巡る経緯

1991年 12月	3号機稼働
1993年 12月	4号機稼働
2011年 3月	3号機運転停止
7月	4号機運転停止
2012年 7月	再稼働
2013年 9月	定期検査で3・4号機運転停止
2014年 5月	福井地裁が運転差し止めを命じる。関電は控訴
2017年 5月	新基準での安全審査に合格
2018年 3月	3号機再稼働
5月	4号機再稼働
7月	名古屋高裁金沢支部が1審の差し止め判決を取り消す
2020年 7月	3号機定期検査で運転停止
11月	4号機定期検査で運転停止
12月	大阪地裁が国の設置許可を取り消す判決

核のゴミ・国は何を やろうとしているのか

はじめに

弁護士 山本行雄

福島第一原発事故に重なる原子力産業は、廃炉の時代を迎えています。否応なしに原発の負の遺産が前面に姿を現してきます。その中でも特に解決困難な問題が高レベル放射性廃棄物「核のゴミ」です。

国は、2000年に最終処分法を制定し地層処分体制を整え、2017年には「科学的特性マップ」を公表して日本全体に大きな綱をかけた。現在は処分地選定に向けた絞り込みの段階です。そして今、寿都町や神恵内村の応募問題が浮上しています。国が何をやろうとしているのかを掴みましょう。

1 最悪の産業廃棄物

原発を運転すると、燃料棒内部で核分裂の連鎖反応が起こり、核分裂生成物がたまります。使用済の燃料棒を再処理してプルトニウムやウランを取り出した後には液状の残存物が残ります。それをガラス原料と混ぜて固形化した「ガラス固化体」が核のゴミです。これを30年から50年冷却した後、300mより深い地層に埋めるといのが、我が国の政策です。国の発表では、これまでに発生した使用済燃料を全部再処理すると約26000本のガラス固化体になるとしています。将来発生する本

数を加えて40000本を一カ所の処分場に埋設する方針です。規模は6kmから10kmという巨大なものです。

核のゴミは、人間が数分そばにいただけで死亡する猛毒です。10万年もの間、人間の生活環境から隔離する必要があります。原発産業がもたらした最悪の産業廃棄物です。

2 最終処分法の実像

2000年6月7日に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下「最終処分法」)が制定されました。この法律は、原子力委員会が長年積み上げてきた政策形成過程の延長線上に制定されたものです。

原子力委員会は、最初海洋投棄優先の方向を示しました。しかし、ロンドン条約や国際世論の高まりで海洋投棄は難しくなり、軸足は地層処分に移りました。

1976年には、原子力委員会が地層処分の研究開発体制を確立しています。1984年に、重大な政策決定がありました。原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会の「放射性廃棄物処理処分方策について(中間報告)」です。この中間報告は、国の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(略称「原子力長計」)に取り入れられ、国の方針となり、最終処分法へとつながっています。

この中間報告は、地層処分の研究開発方針を4段階に分けています。第1段階の有効な地層の選定は、公表と同時に「終了」となっていました。

その後は、第2段階の最終処分地の選定段階に進むというものです。

「有効な地層」とは、核のゴミを安全に処分できる地層のことです。これを終わらせたこととしてしまえば、この課題は法律上も政策上も取り上げる必要がなくなります。どこが引き受けるかという処分予定地の選定段階以降の法律を制定して、処分することができず。最終処分法が第2段階の最終処分地の選定から始まる法律になっているのはこのためです。安全な地層処分の条件とは何か、という最も基本的な調査研究段階は法律によって公的議論の場から排除されたのです。

84年中間報告の「有効な地層」の基準は、あつてないような「ゆるい」ものです。「わが国における『有効な地層』としては、未固結岩等の明らかに適性に劣るものは別として、岩石の種類を特定することなくむしろ広く考え得るものであることが明らかとなった。(中略)その地質条件に対応して必要な人工バリアを設計することにより、地層処分システムとしての安全性を確保する見通しを得られた。」というものです。砂のように固まっていない地層でなければ、人工バリアで安全性を確保できるとい内容です。そんな人工バリア技術など存在しないことは誰にでもわかることです。

このような政策形成過程を経て制定された最終処分法は、活断層、破砕帯、水流などが見つかったもNUMO(原子力発電環境整備機構)が「異常な圧力を受ける恐れがないと見込まれる」「地下施設の機能に障害を及ぼす恐れがないと見込まれる」と判断し、経産大臣が承認すれば最終処分地に選定できるのです。まさに安全神話を絵に描いたような法律です。経産省は活断層の真上に作るようなことはしないと断言しています。法律の基準と行政の任意の基準では雲泥の差があります。活断層や破砕帯が判明しても「法律違反ではない」と開き直れます。司法機能をあらかじめ骨抜きにした法律です。

原子力規制委員会に期待するの間違いです。最終処分法は、「安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによる」(20条)として後送りしています。先に最終処分地を決めてしまい、安全規制はその地層条件にあわせて人工バリアを設計する段階でよいということとです。

3 「文献調査」というサバ

2020年、寿都町や神恵内村で文献調査応募への動きが表面化しています。知事は反対の意思を表明しています。問題になっている「文献調査」は決定的に重要です。文献調査は概要調査地区の選定作業です。これに引き続き精密調査地区選定、最終処分施設建設地選定へと、必然的に連続して進みます。知事が文献調査の段階から反対の意思を表明しているのは重要です。そうしないと一連の手續の流れに乗せられ後戻りできなくなる恐れがあるからです。経産大臣は、文献調査後知事が反対したら「プロセスから外れる」と述

べていますが、法律に従って進行すれば、知事の反対は一旦停止するだけで、知事が同意したり、賛成の知事になれば次に進行することになります。しかし国は道に「プロセスから外れる」と約束したことは間違いないことです。概要調査地区選定段階で反対したら文献調査も白紙に戻り無かったことになるといふべきです。

4 研究法への転換要求

分らないものを分かったことにして埋めてしまおうとするから、安全神話を絵に描いたような最終処分法になったのです。分らないものは研究するほかありません。日本学術会議は、2012年「科学的知見の限界」であると言って、暫定保管と総量管理を柱とする政策を提言しました。

その実現には最終処分法の廃止が必要で、安全神話による同法は廃止して「研究法」に転換すべきです。研究施設が崩壊的に処分場にならないようにする立法技術は、少しも難しくありません。

5 原発政策を見直す

原子力産業によって得た利益は半世紀にも満たない電力消費です。その利益のために、日本の社会は10万年にもわたって汚染から人と環境を守らなければならない膨大な量の核のゴミを抱え込んでしまいました。このような政策を続けさせる訳にはいきません。原子力エネルギー政策は廃棄すべきです。

寄稿

「寿都く手探りの3か月 初めての住民運動」

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 共同代表 三木 信香

私の夫は寿都出身です。

2012年に札幌から寿都に引っ越して来ました。当時は娘が2才で色々な不安もありましたが、寿都の人の温かさ、美味しい食べ物、子育てしやすい自然環境が気に入って、寿都に来て今年で8年目になります。今は実家の水産加工業と美容室で仕事をしながら生活しています。8月13日、そんな平穏な寿都に思いがけなく、『高レベル放射性廃棄物処分場』の文献調査に名乗りをあげるといふ報道が、突然流れました。

その後、私はすでに風評被害を受けていた水産加工組合青年部の仲間と「寿都に核のゴミはいらない町民の会」を結成し文献調査への反対署名を集めました。しかし既に町から圧力がかかって居る人が多数いて、思った通りには集まらず、その圧力に驚きながらも何とか、1ヶ月で695名の署名を片岡町長に提出しました。

その後、ママ友、地域の方達も加わり、「子どもたちに核のゴ

ミのない寿都を！町民の会」と改名し、4人の共同代表の内の一人となりました。

この様な運動に関わり、代表になるのは初めてで不安もありましたが、圧力がかかり声を出せないママ達の変わりに声を出せたらと思いました。会主催の勉強会も行い、町主催の説明会、NUMOの説明会にも参加し、色々な質問をしましたが、片岡町長の応募ありきの発言に驚きながらも「町民の51%が反対なら応募しない」との発言を受けて、私達は住民投票条例の制定を請求する署名を集め、寿都町議会へ提出しました。しかし、10月8日町長は町民の意見を聞き捨て、議員の議決もありません、自分の肌感覚だけで文献調査の応募に踏み切ってしまったのです。

その後11月13日に、議会で私は代表者として、文献調査への応募に関する住民投票条例の意見陳述をしました。手書きで原稿を作り、会の代表として想いをぶつけましたが、残念ながら議員5対4で否決となりました。否決の理由も大して説明もありません、あつけない終わってしまった。これが議

会なのか？これで良いのか。片岡町長の独断的な町政、住民に寄り添うことがない議会に、正直怒りを通り越し、呆れてしまいました。「核はいらないがお金は欲しい」そんな無責任な議員の発言もいました。



▲11月3日小泉純一郎氏講演会

周辺町村が核めき条例制定へ向けて動き出した12月7日に、寿都町の核めき条例が、町民の会の要望書と文献調査に反対の議員4名の連名で、議員発議として町議会に提出されました。17日の議会では、前回の住民投票条例案の採決と同様4対4、最後は議長が理由も述べず、否決とされました。驚きしかありませんでした。議長の「自分は中立だけど、議会のルールで否決とした」という発言…そんなルールがあるのでしょうか？

信じられません。唯一、救いだっただのは、私達と同じ思いの4人の議員の住民に寄り添った発言でした。

12月15日に設立記者会見があったように、私達とは別の会が立ち上がり、町議会をリコールするための活動が始まりました。

それぞれ役割は違いますが、私達はまだまだ諦めてはいません。諦められません。これからも町民の会として、勉強会、講演、公平な対話の場を通じて、町を良い方向に変えていくお手伝いをしていきたいと思えます。

11月3日に、2つ返事ではあるが寿都まで来ていただいた小泉元総理には、本当に感謝致しております。残念ながら、寿都町長、文献調査に賛成している議員の方には来て頂けませんでした。小泉元総理の講演の中で「過(あやまち)を改(あらた)めざるこれを過(あやまち)ちという。過ちては改むるに憚ること勿れ。自分の過ちを認めないのが一番の過ち。間違いに気付いたら、正そうとすることが大事とお言葉。今もこの言葉は、私の中で忘れられないものとなっています。

最後になりますが、今回の事で私は10歳になった娘を巻き込んで

しまい、テレビにも出してしまいました。「子供を出したら終わりだ」「子供に質問させたのはやらせだ」などの噂を耳にして、私は間違っているのだろうか？と悩んだ時期もありました。しかし娘は、「やらせじゃないんだからいいしょ。後ろ向きじゃダメなんだよ。前向きに行こう」と言って背中を押してくれました。この娘で良かった。子供に話してはダメなんじゃない、いま、子どもにしっかりと話さなきゃダメなんだと再確認する事が出来ました。

この活動で失ったものもあると思いますが、得たものの方が多いと今は思えます。引き続き、全国から応援してくださいっている方のお力もお借りして、益々、町民の会でも頑張っていきます。ありがとうございました。



▲小泉氏との記念写真

泊原発を再稼働させない11・28集会

樋口講演を聴いて

賛同人 濱田 強

11月28日、道内のコロナ感染者が2500人を超える状況をおして来道された樋口英明氏の講演をどうして聴きたく、札幌市教育文化会館へ向かった。

「原発を止めるな！」

2011年の東電福島原発の事故以来、日本の原発はほとんどが稼働停止した。事故から時間が経つにつれ、その被害の甚大さが広く知らされて原発の「安全神話」が崩れた。

しかし、時が経ち次第に原発再稼働の論議がされるようになり、経済産業省は「原発停止で輸入燃料依存が増え」「3兆円から7兆円の国富が流出している」と主張した。

一部メディアもこれに呼応し、原発を再稼働しなければ燃料輸入で国の財政と国民生活が破綻するよう報道に終始した。原発再稼働勢力は、電力料金の値上げと火力発電などがいかに高コストかという解説で、再稼働へむけた世論形成に腐心した。原発を止めるな！の大合唱が始まったのである。

国富とはなにか

2012年7月、福井県の関西電力大飯原発3・4号機が再稼働した。これに対し「運転差し止め」を求めて住民が仮処分を申請した。2014年5月21日に東京電力福島原発事故後、初めて差し止め判決が出された。その時の福井地裁裁判長が樋口英明氏である。

「豊かな国土こそ国民が根を下ろして生活していることが国富であ

り、これを取り戻すことができなくなるのが国富の喪失である。」という判決文が発表された。

私は、この判決文に素直に感動した。なんと平易で格調高い判決文であらうか。

判決を支える明解な理由

樋口元裁判長は判決理由を語る。「原発は危険だから、しかも極めて危険だから止めた。」

「危険性には2つの意味がある。事故が発生する確率が高いから危険なのか、事故の被害が大きいから危険なのか。2つの「危険」の性質は同じではない。大飯原発差し止め裁判のポイントはこの点にあると思った。」

「地震が来たときに原発がどうなるべき」「安全三原則」がある。核分裂を「止める」、核燃料を「冷やす」、格納容器に放射能を「閉じ込める」ということだ。すべて守られなければ甚大な被害が生じる。福島原発事故では三原則は守られなかった。」

欠陥がもたらした「奇跡」

さらに、福島原発事故では設備の欠陥が、偶然にも超級の被害から免れる「奇跡」が起きたと語る。

「事故当時、4号機は点検中で貯蔵プールに使用済み核燃料があった。隣の原子炉ウエル（上部の空間）との仕切りがなぜかずれて、工事の遅れにより抜き取られていなかった原子炉ウエルの水が貯蔵プールに入り核燃料を冷やした。」

「1〜3号機は地震の影響でモーターが停止。非常用電気も津波で使えず冷却用の水が送れなくなり、核燃料は自らの熱で溶け落ちた。それ

により2号機の格納容器は蒸気でいっぱいになった。爆発すれば放射能が飛び出し東日本壊滅も予想された。ところが格納容器の底に欠陥部分があり、蒸気が抜けた。2・4号機の奇跡で、首都圏を含む半径250kmへの放射能被害は免れた。」



良識と理性の問題

「地震の大きさを示すマグニチュードと、地震の強さを示すガルがある。大飯原発3・4号機の耐震設計は判決当時、700ガルだった。これは住宅メーカーの耐震設計よりもはるかに低い。しかし、関西電力は、大飯原発に限っては700ガル以上の地震は来ない」と主張した。争点は「強い地震は来ない」という予知が信用できるかであった。地震学は観察不可、実験不可、資料なしの「三重苦」と言われて予測はできない。この訴訟は専門訴訟ではなく、良識と理性の問題だと思った。」

では他の多くの裁判長は耐震性についてどう判断しているのか。

700ガル以上の地震が起きたら原発は危うくなるのに多くの裁判長は原発を止めない。それは裁判官が前例に従い「原発の施設や敷地が規制基準に合致しているか」等に関心を払い、実際の地震に対して原発の耐震性が高いのか低いのかに関心がないからだ指摘する。

なぜそうなるってしまうのかについて、極端な権威主義・頑迷な先例主義 科学者盲信主義に導かれるリアリティーの欠如であるという。

大飯原発を止めた 反論の余地がない理由

樋口理論は

- 1 原発事故のもたらす被害は極めて甚大。
- 2 原発には高度の安全性が求められるべき。
- 3 地震大国日本において高度の安全性とは高度の耐震性があること、いつに他ならない。
- 4 しかし、わが国の原発の耐震性は極めて低い。

よって、原発の運転は認められない。まさに反論の余地がないものである。その後、3・11を経験した我々の責任、原発が地球温暖化の抑制に資することはないことが語られた。

しかし、多くの人の意識として、「原発問題は日本のエネルギー問題で、温暖化問題として考えるべき。原発即時停止は非現実的で、脱原発派は情緒的だ。」といったものがある。

また、メディアには原発再稼働を求める論調が多く見られる。

そして、大飯原発の運転を差し止めた第一審判決は2018年の控訴

審において名古屋高等裁判所金沢支部により取り消された。だが、先日すばらしいニュースが飛び込んできた。

大飯原発許可取り消し判決

「地震列島の日本に点在する原発の安全性は確保できているのか。行司役である原子力規制委員会の審議過程に看過しがたい過誤、欠落があると指摘する司法判断が示された。」

関西電力大飯原発3・4号機に対し国が与えた設置許可を巡る訴訟で大阪地裁が12月4日に出した判決である。福井など11府県の住民ら約130人の訴え通り、許可を取り消した。12月6日・中国新聞

最後に

樋口さんは淡々と、しかし力強く訴える。「私が大飯原発を止めた理由」を是非知ってほしい。原発問題は間違いなくわが国で最も重要な問題であり、原発事故が起これば、すべては水泡に帰す。」

最後に私たちがなすべきことへの提言もあった。できることはいっぱいある。



入場時は体温測定と手の消毒はしっかりと



廃炉の会スタッフはマスクとフェイスシールドでガード

「第10回核ごみに関する政府との会合」報告

11月13日、参議院議員議員会館において、「第10回核ごみに関する政府との会合」(福島みずほ事務所と、核ごみ問題研究会との共催)が持たれた。折しも会合当日は寿都町議会にて住民投票案が否決された結果を参加者全員で聴くこととなった。

経産省、文科省、JAEA(日本原子力研究開発機構)、NUMO(原子力発電環境整備機構)、原子力規制委員会が以下の事前質問項目に回答した。

① 幌延深地層処分研究延長に関する問題(確認会議のあり方/埋め戻しの行程/500m以深における研究計画)

② 10月に核ごみ最終処分にかかる文献調査応募を決めた寿都町・神恵内村に関連して最終処分地選定に関する質問(住民意思の反映と可逆性担保/法律的根拠と解釈)

③ 深地層処分に関する技術的質問(深地層処分に関する技術的質問/青森県八ヶ所村の高レベル放射性廃棄物)

④ 乾式貯蔵技術の開発と実用に関する質問

国や関係機関は相変わらず「再処理、プルサーマルは実現する。ガラス固化技術は確立しており、深地層処分は最善」とし、「特定放射性廃棄物の深

地層処分にかかる法律はまだできていない項目や配慮すべきことが多く、国が監督する中でこれから作る」と規制委員会が回答した。



「文献調査に応募した寿都町が応募しても途中で降りられる(交付金を貰い逃げできる)かのような発言があった」という情報に対し、経産省は、「寿都町長は調査後に最終処分地にするかどうか、30年後の住民が決めればよいと言っていたのであり、調査し

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に関する解釈では、突然文献調査などをしていないような場所で精密NUMOの条件を縛るものであると

したが、住民意思の反映についての説明では、条項の中に「自治体首長の意向が概要調査から反映される」とわずかに触れているのみ。住民の意見が反映される項目はない。「一度棄つたら降りられない」とまでは書かれてはいないものの、住民が手間取っている間に交付金が支払われてしまった場合、国の税金が支込まれるのだから、断りづらいはなっていくだろうと受け止められる回答だった。

「知事の見解を文献調査から反映させないのはなぜか」に対し、経産省は「調査内容の深度が概要調査以降と違い、地域への理解活動も兼ねているから」と説明した。

また、国の方針では使用済核燃料は再処理する方針としているが、全量を深地層処分しなければならぬとまでは法律(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律)には記されていない。乾式貯蔵は電力会社が申請すれば原子力規制委員会の監視のもとで可能であると説明した。

これまで国は、条例があるような場所には申し入れることはない」としていたが、今回、国側から神恵内村議会の決議を聞きつけて調査応募を打診したのはなぜなのか？

北海道条例を軽視した国の態度に、核ごみ最終処分全体への不信感を覚える。

マシオン恵美香(泊原発の廃炉をめざす会 核ごみ問題担当世話人/釧路地域連絡会世話人)

核ゴミ問題を考える北海道会議(仮)に向けて

2020年10月9日寿都町町長は高レベル放射性廃棄物(核ゴミ)の最終処分地選定にむけた原子力発電環境整備機構(NUMO)の文献調査へ応募しました。つづいて10月15日神恵内村村長も同じくNUMOの文献調査の申し入れを受諾しました。いずれの町村も、議会の過半数の支持を受けての首長の決定でした。

しかし、寿都町議会の議員は9名(内1人議長)、神恵内村議会は現8議員ですの5名の賛成を受けていたに過ぎません。NUMOの続きでは核ゴミの最終処分場の選定は、現段階では今後この2町村の地域から選定されていくこととなります。しかし、核ゴミの最終処分場の建設は、安全性や風評被害等を考えれば、北海道全域に及び問題であり、道民全体で考えなければならぬ問題です。それが、町村議会の過半数と首長の判断だけで核ゴミの最終処分場の選定場所が確定され、常田益代さんの算出では全道528万人の0.000095%の人の意思で決められたこととなります。

北海道には、最終処分場

を建設して全国の核ゴミを受け入れることについて、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」(北海道における特定放射性廃棄物に関する条例(平成12年))との条例が制定されています。寿都町及び神恵内村の文献調査の応募、応諾は、この北海道の条例の主旨に明らかに反するものです。

廃炉の会が参加している「泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会」は、北海道民の多数の意見や意向が考慮されることなく、たやすく北海道の条例がないがしろにされた事態に鑑みて、核ゴミの最終処分場問題について、再度立ち止まり、これを北海道全体の問題として考え、道民的な論議の場をつくる必要性を痛感し、多様な立場の人々の論議による合意形成の場としての「核ゴミ問題を考える北海道会議」を立ち上げることを呼びかけることにしました。

現在、この動きは広く道民から呼びかけ人を募って、北海道会議を広範な道民によって設立しようとしています。多くの皆様のご協力をお願いいたします。

『泊ハイロ走友会』が廃炉をアピール！

原告 加藤 浩道

10月中旬、秋晴れの昼すぎ豊平川河川敷で「平和大好きラン&ウォーク」が実施された。「泊ハイロ走友会」として参加してきまされた。「コロナ感染の関係で種目、距離、人数など縮小しての大会でしたが、「さよなら泊原発」ののぼり旗を立てて「さよなら泊原発」のポケットティッシュを参加者に、知り合いにも配って下さい」とお願いしながらそれぞれ五個程受け取ってもらいました。「選手」は「泊ハイロ走友会」お揃いのユニフォームを着用、ゼッケンには各自のアピール文を書き、颯爽とのスタートでした。個人5キロの部に四名、リレーの部（一人1キロ走）にも四名参加で、特にリレーの部では「さよなら泊原発」ののぼり旗をバトンの代わりに握り

しめ「再稼働反対、核ゴミ許さず」を心に秘めながら他のグループを圧倒する。長時間のアピールをしてのゴール！お陰でその功績が称えられ特別賞として「平和アピール賞」を受賞、副賞として金一封まで戴きその金一封を抱えての反省会では事務局次長の廣谷さん夫妻から震災時の貴重なボランティア活動の話なども伺い有意義なひとときを過ごすことができました。



2011.3.11福島原発事故で取り残されたペット達

ニャン友ネットワーク 布施 晶子

震災後しばらくして原発事故による避難地域で取り残されたペット達の様々な情報が入るようになり、その惨状に絶句した。心が締め付けられる痛みを感じ「知るこゝろ」が辛くなったことを思い出す。飼い主の方々は、ほんの数日の避難で済むと思ったであろう。当分の餌を置き、ペットを守る為に家から離れぬよう家の中や外の小屋に繋ぎ止め、急がされる様に家を離れたことだらう。ところが、いつまで経っても家に戻れず、どんなにか辛かったらうと思いいらねなかった飼



主にも、心が痛む。かなり経った頃取り残されたペットを保護する為現地に入った方々が目にした光景。家の中で餌を食べ尽くし水もなく餓死した子達。外で首輪や鎖に繋がれたまま餓死した子達。フェンスで囲われた大きな犬舎から脱走しようともがいた姿のまま死んだ子達。運良く自由であっても飼い主を探し、餌を探して無人の町をさ迷い歩く子達。「原発安全神話」を信じた代償は大き過ぎたのではないか。私は現在大一匹、猫8匹と暮らしている。猫たちのうち、保護施設からの6匹と野良の2匹を保護している。この子達を同じ様な境遇にはさせたくない。福島を事故を思い出すたびにその思いを強く抱く。

泊原発を再稼働させない 3.14 集会

日時 2021年3月14日(日) 入場 14:00 開始 14:30 会場 札幌エルプラザホール

第1部 特別報告

フクシマから10年 -これまでとこれから-

第2部 講演:橋本 大二郎さん(元高知県知事)

「いま原子力を問う」

主催 泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会

参加費 1,000円

◆◆◆ 橋本 大二郎 プロフィール ◆◆◆

1972年、慶応義塾大学卒業後と同時にNHK入局。福岡・大阪放送局を経て、東京社会部では宮内庁・皇室担当の記者として昭和天皇崩御の報道に携わる。1991年から4期16年、高知県知事を務める。



次回口頭弁論

2021年3月9日(火) 14:00~
札幌地裁 (札幌市中央区大通西11丁目)

傍聴抽選 ~13:30 札幌地裁

集 会 13:50~ 傍聴抽選に外れた人対象

報告会 口頭弁論終了後~16:00

会 場 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

おねがい

ハイロニュースの発送後、宛先不明で多くのニュースが戻ってきています。引越しの予定のある方は、お手数でも事前に変更先をお知らせいただければ幸いです。事務所へのFAXかメールでお知らせください。

FAX:011-594-8455
mail:info@tomari816.com

お礼とお願い

「道民の声に耳を傾け、泊原発の再稼働を認めないでください」署名が多数届いています。みなさまの尽力に感謝いたします。多くの署名を集め、北海道知事に提出したいと思っています。核ゴミの処分場への応募に反対するとともに、8年間停止していても問題のなかった、泊原発の再稼働に強く反対いたします。3月末日の締め切りまでよろしく願いいたします。

URL:https://tomari816.com